

第8回 浜松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

日時 令和2年5月5日（火）
午後3時30分～
場所 本庁5階庁議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 関係部局からの報告
- (2) 市長からの指示

医療体制等の確保について

1 概要

- ・市内における新型コロナウイルス感染者は、4月8日以降1か月ほど確認されていない状況にある。
- ・しかし、全国的には感染者の増加が続いており、政府は全都道府県を対象とした緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定した。
- ・本市においても、新型コロナウイルスの市内感染、クラスターの発生等不測の事態に備えるため、引き続き医療体制等の確保に努めていく。

2 内容

(1) PCR検査の拡充

- ・現在、PCR検査の検体採取は、帰国者・接触者外来等4か所で実施しており、1日あたり50検体の検査が可能となっている。
- ・5月4日時点のPCR検査数は778件、うち陽性者数は7人で、いわゆる陽性率は0.9%という状況である。
- ・そうした中、陽性患者が多数発生した場合にも円滑な検査体制を確保するため、医師会や病院と協議する中で、「(仮)PCR検査センター」の設置準備を進めている。
- ・また、新たにPCR機器2台を発注し、民間の検査施設とも委託に向けた調整をしており、検査体制の拡充に備えている。

(2) 受入病床の確保

- ・現在、市内感染者7人のうち1人が入院しており、市内の感染症病床10床に対する病床使用率は10%に留まっている。
- ・そうした中、医療調整本部の専門家チームを中心として、市内急性期病院の状況について情報収集し、感染症病床以外の病床確保を進めており、5月1日時点で21床を確保している。
- ・その際、患者の症状（重症・中等症・軽症）や年齢（高齢者・子ども・新生児等）などを考慮した受け入れ態勢の確保に努めている。
- ・県が取り組んでいる軽症者向け宿泊施設については、本市でも候補施設の提供、地元住民（自治会等）への説明、医療スタッフの確保などを協力することで、陽性患者が多数発生した場合に速やかに運用できるよう調整している。

(3) 搬送手段の確保

- ・本市では、感染症関連業務で使用する公用車両を1台所有していた。
- ・この度、市内企業2社（スズキ株・本田技研工業株）から「間仕切りカーテン」及び「圧力差隔壁」の提供を受け、感染症関連業務で使用する事ができる車両が7台となった。
- ・今後、車を所有していない市民の「(仮)PCR検査センター」等への送迎、陽性患者の入院・転院等の搬送などに活用していく。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設の休館・休業等の期間について

1 要旨

これまで「当面の間」としていた施設の休館・休業等の期間について、5月5日に発表される静岡県の実施方針を踏まえ、具体的な対応を検討していく。

2 その他

施設ごとの詳細は浜松市ホームページで周知する。

※浜松市ホームページ掲載施設数 273 施設（令和2年5月5日現在）

特別定額給付金について

1 新型コロナコールセンター

- ・ 5月1日開設
- ・ 電話番号 053-457-2545
- ・ 対応時間 9時～17時15分（当面の間、土・日・祝日を含む）

2 特別定額給付金

- ・ 給付額 給付対象者一人につき10万円
- ・ 申請方法 オンライン申請 5月8日（金）～
郵送申請 6月上旬～
早期特別申請 5月8日（金）～

就学前施設の対応について

○ 市立幼稚園

- ・臨時休園を5月10日(日)まで延長する。

○ 保育所、認定こども園、地域型保育事業

- ・登園自粛要請を5月10日(日)まで延長する。

※ 5月11日(月)以降の対応

- ・国の緊急事態宣言が静岡県において5月7日(木)以降も延長された場合、発令されている期間は臨時休園や登園自粛等の対応を継続する。
- ・緊急事態宣言の対象地域から静岡県が解除された場合の対応については、国の動向や本市の状況を総合的に判断する。

※ 上記について5月1日(金)に事業者・保護者へ周知、市HP掲載

○ 今後の予定

- ・小中学校の休業期間が5月31日(日)まで延長されたことを踏まえ、市立幼稚園の臨時休園及び保育所等の登園自粛の要請を5月31日(日)まで延長する。
- ・ただし、国の動向や本市の状況によっては、変更となる可能性がある。

テレビ会議システムの整備について

1 概要

デジタルファーストで取り組む新型コロナウイルス関連対応として、外部や庁舎間（本庁・教育委員会・上下水道部・区役所等）の会議をテレビ会議で実施できるよう環境整備を進めるもの。

2 背景

- ・令和元年 10 月に「デジタルファースト宣言」を行い、都市づくり、市民サービス、自治体運営にデジタルファーストで取り組む決意を表明。
- ・令和 2 年 4 月 7 日、政府により 7 都府県に対し緊急事態宣言が発令され、4 月 16 日には全国に拡大されたことにより、新型コロナウイルスの拡大防止や予防の観点から対面での会議ができない状況にある。
- ・アフターコロナにおいても、テレビ会議システムの活用により、移動時間のロスの軽減やコミュニケーションの活性化につながり、自治体の生産性の向上や業務継続にも寄与する。

3 内容

- ・外部関係団体及び庁舎間等、遠隔地との円滑な打合せや意思決定ができるよう、テレビ会議システムを導入するための環境整備を進めるもの。
- ・本庁、教育委員会、上下水道部等、庁内の主要な施設の 32 か所にテレビ会議システムを整備する。

<テレビ会議システムイメージ>



※整備案ではタブレットを予定

市立小中学校及び市立高等学校の臨時休業について

国の緊急事態宣言延長の発表を受け、児童生徒の安全を最優先に確保するため、次のとおり対応します。

1 対応

- ・市立小中学校及び高等学校は、5月7日（木）から5月31日（日）までの期間、臨時休業とします。
- ・今後、国の動向や本市の状況を総合的に判断し、学校再開の時期を検討します。

2 登校日の設定について

- ・感染症対策を徹底したうえで登校日を増やし、段階的に教育活動を再開するなど、学校再開に向けて準備を進めます。
 - I期：週1回程度の登校日・家庭訪問・面談等（現在の状況）
 - II期：原則として、少なくとも週1回程度の登校日
 - III期：原則として、週2～3回の登校日

3 その他

- (1) 学校における自習対応について
 - ・継続します。
- (2) 部活動（中学校地域クラブも含む）について
 - ・中止します。
- (3) 学校給食について
 - ・中止します。
- (4) 放課後児童会について
 - ・登録児童の保護者に利用自粛を呼びかけたうえで、学校開校日の通常の時間帯で開設します。

5月7日以降の休業要請について

概要

5月5日現在、本市の新型コロナウイルス感染症患者数は7人で、4月8日以降、感染症患者は発生していない状況である。

また、本市の休業要請はゴールデンウィークにおける感染拡大、集団感染の抑制を図ることが目的であったことなどから、本市独自に行っていた飲食店等に対する休業要請は5月6日をもって解除するもの。

《4/25～5/6の間の本市の休業要請施設》 **5/7以降、本市休業要請は解除**

① 食事提供施設	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場（居酒屋など）、ビアホール、喫茶店、その他の飲食店、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
② 遊興施設	バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、インターネットカフェ、漫画喫茶、個室付浴場業に係る公衆浴場などの性風俗店、ダンスホール
③ 県外からの来訪者が多く見込まれるその他の施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター、スーパー銭湯、マージャン店、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設（屋外施設は対象外）、スケート場、ゴルフ練習場（屋外施設は対象外）、バッティング練習場（屋外施設は対象外）、テーマパーク、遊園地、映画館

※なお、静岡県が実施方針に基づき、5月7日以降実施する休業要請及び協力金の支給については、引き続き本市も協力する。